

公益社団法人新宮町シルバー人材センター 令和6年度事業計画

令和6年1月1日、マグニチュード7.6の地震が能登半島を襲い多くの方が犠牲となりました。この厳しい現実のなか、翌2日に羽田空港では航空機が滑走路上で衝突炎上する事故がありました。

しかし、羽田の事故では客室乗務員の的確な判断により379人全員が機外に脱出し、「羽田の奇跡」と称賛されました。能登半島でも、これまでの災害の教訓を生かし、懸命に復興に取り組んでいます。当センターもこの精神を引き継ぎ、困難な状況でも最後まで諦めず、投げ出さずに挑戦し続けることを決意しています。

全国的に見るとシルバーの会員数は減少していますが、当センターの会員数の伸びは上昇傾向であり、これまでの取り組みを継続します。受託事業の着実な実施と、安全な就業環境の構築に向け、更なる強化を図り、事故のない安心した仕事環境を提供します。研修会や人手不足分野での就業体験を随時開催し、会員のスキル向上を促進します。

適正な就業にも焦点を当て、その目的を周知し理解を深めるため、継続的かつ効果的な取り組みを展開します。新規会員の獲得が不可欠であり、現場での人手不足と仕事待ちの会員の調整を図り、円滑な事業展開を目指します。

また、地域社会との連携を深め、当センターの存在を地元の方々に広く知ってもらうため、「まつり新宮」への出店など、様々な形式で直接交流できる場を提供します。これにより、当センターの社会貢献度を高め、新たな会員の獲得や地域からのサポートを得られる可能性があります。

将来的には、互助的な活動の増加も図っていきたいと考えています。会員が自発的に独自事業を提案できるよう、創造的な環境を整備し、新しい展望を追求していきます。このような積極的な取り組みを通じて、令和6年度はより一層の発展と成長を遂げ、地域社会とともに歩む存在となることを目指しています。

(基本方針)

センターは、「自主・自立・共働・共助」の理念に基づき会員が主体となって運営する組織であり、定年退職者などの高齢者に、「臨時的かつ短期的な就業」又は「その他の軽易な業務に係る就業」を提供するとともに、ボランティア活動などの社会参加を通じて、健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と活性化に寄与することを目的とした事業展開を図るため、次の事業を実施します。また、定款及び規程等に沿った適正な法人運営に努めます。

一 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業、社会参加のための支援（公益目的事業）

1. 就業開拓提供等事業

(1) 受託事業

センターは、地域社会の日常生活に密着した「臨時的かつ短期的な就業」又は「その他の軽易な業務に係る就業」を家庭、事業所、地方公共団体等から請負又は委任により有償で引き受け、これを会員に請負又は委任により提供します。会員はその仕事を完成又は事務の処理をすること

によって、仕事の内容と就業の実績に応じて配分金を受け取る仕組みで運営します。

令和6年度見込み

就業実人員	就業延人員	就業率	契約金額
200人	17,100人	100%	94,056千円

主な就業分野

- ・ 公共施設等での窓口業務、清掃作業
- ・ 公園内の除草清掃および水撒き作業
- ・ 公共施設管理業務
- ・ 福祉施設における日直および清掃除菌作業
- ・ 個人宅または企業における剪定除草および空き地等の草刈作業
- ・ 個人家庭での家事および清掃等の家事援助サービス
- ・ 子どもの送迎、留守番、産前産後のお手伝い、子育て中の家事援助等の育児支援サービス
- ・ 個人宅または保育施設における家具の自主製作および外構の修理
- ・ 民間企業軽作業（整理整頓、点検整備、洗浄清掃）

二 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業（公益目的事業）

1. 職業紹介事業

連合会の職業紹介の事業所として、センター事務所内に連合会新宮町実施事務所を置き「臨時的かつ短期的な就業」又は「その他の軽易な業務に係る就業」の求人を受け、就業を希望する高齢者に対して必要な情報提供・相談・助言等を行い、有料の職業紹介事業を実施します。

2. 労働者派遣事業

連合会の労働者派遣事業の事務所として、センター事務所内に連合会新宮町実施事務所を置き「臨時的かつ短期的な就業」又は「その他の軽易な業務に係る就業」の範囲において、派遣労働を希望する高齢者を対象に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づき、労働者派遣事業を実施します。

新宮町事務所 令和6年度見込み

就業実人員	就業延人員	雇用就業率
30	2,000人	100%

主な就業分野

- ・ 町内企業の日直業務、伝票入力等
- ・ スーパーマーケット等の商品管理等

三 高齢者の就業機会の確保や社会参加活動を発展・拡充するための普及啓発、情報提供、研修・講習、相談、助言、調査研究等（公益目的事業）

1. 普及啓発事業

センター事業への理解が得られるよう、町民及び事業所に対し、センター事業の目的と具体的な取り組み等を周知するとともに、高齢者自身のセンター事業に対する意識啓発を行う。

- ①町広報誌への掲載
- ②ホームページを活用した広報
- ③まつり新宮への出店と会員募集チラシ配布

2. 安全・適正就業推進事業

安全な就業は事業運営の基本であり、また、センターは公的な目的に基づいて設立された法人であり、法令遵守及び適正な事業運営が求められていることから適正就業対策を推進する。

①安全就業委員会を適宜開催

- ・安全委員による作業現場のパトロールの実施
- ・センター会員の就業中等の事故について、連合会作成「安全就業ニュース」や他センターの情報等から、センターの事故防止策の策定
- ・安全講習会等の実施
- ・作業班別に作業前安全ミーティングの習慣化

②適正就業委員会を適宜開催

- ・適正就業に関するセンターの実態の把握・対応策の検討
- ・会員全員の健康診断受診の徹底及び確認

3. 相談業務

①就業相談等の実施

高齢者の就業及びその他の社会参加活動を推進するため、会員及び地域の高齢者に対する随時就業相談等に対応する。

②入会説明会の開催

- ・月1回第3水曜日に開催している入会説明会を継続開催
- ・女性に特化した会員拡大策を実施

4. 研修・講習事業

①会員及び地域の高齢者を対象に、センターでの就業に必要な技能講習等を実施し、実際の就業に結びつけるとともに、より広い就業分野での仕事の確保と提供及び会員拡大に繋げる。

②既会員のスキルアップに役立ち生きがいを覚えるような体験型講習を実施することで、既会員の活性化を図り、既会員の口コミから会員獲得に繋げる。

③PC等の操作等に不慣れな会員に対して操作説明会を開催することで、操作手順や理解を深めデジタル環境の活用を支援する。

5. 調査研究事業

①企業訪問の実施

- ・既契約企業を訪問し、シルバー事業の理解に対するお礼、会員の就業状況を把握するとともに就業拡大の働きかけ及び情報収集を行う。
- ・町内の既契約企業以外の新規企業を訪問し、シルバー事業の説明と新規就業の開拓及び情報収集を行う。

②センターを紹介する広報媒体の制作及び配布

センターを紹介する広報媒体を制作・配布することで、会員拡大、就業開拓に繋げる。